

資料集

目 次

| 項 目 | ページ |
|---------------------------------|-------|
| ○ 宇治市附属機関設置条例及び宇治市特別職報酬等審議会規則 | 1 |
| ○ 議員及び市長等の報酬等に関する法律・条例について | 2 |
| ○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 | 2~3 |
| ○ 宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例 | 4~5 |
| ○ 宇治市議会基本条例 | 6~8 |
| ○ 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 | 8 |
| ○ 特別職の報酬額等の推移 | 9 |
| ○ 特別職の退職手当額の推移 | 10 |
| ○ 特別職と一般職最高者の年間給与額の推移 | 11 |
| ○ 議員の年間給与額の推移 | 12 |
| ○ 特別職と一般職最高者との給与月額比較 | 13 |
| ○ 一般職員の給与改定率等の推移 | 14 |
| ○ 国公指定職俸給表の推移 | 15 |
| ○ 財政状況に係る用語の解説 | 16 |
| ○ 宇治市の決算状況の推移 | 17~18 |
| ○ 健全化判断比率等の対象について | 19 |
| ○ 類似団体・京都府下の各市の財政状況(普通会計27年度決算) | 20~21 |
| ○ 類似団体・京都府下の各市の状況／特別職 | 22 |
| ○ 類似団体・京都府下の各市の状況／特別職2 | 23 |
| ○ 類似団体・京都府下の各市の状況／議員 | 24 |
| ○ 類似団体の状況／年収等順位 | 25~28 |
| ○ 消費者物価指数 | 29 |
| ○ 市議会の開催状況 | 30 |
| ○ 平成29年 人事院給与勧告の骨子 | 31 |
| ○ 平成28年度 答申書 | 32~33 |
| ○ 平成28年度 意見書 | 34~35 |
| ○ 平成29年度 諮問書 | 36 |

○宇治市附属機関設置条例

昭和 28 年 10 月 31 日
条例第 32 号

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

第2条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

(以下の附則等は省略)

別表(第1条関係)

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 担任する事務 |
|--------------|--------------|--|
| 市長 | 宇治市土地買収評価委員会 | 土地買収に関する重要事項について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務 |
| | 宇治市特別職報酬等審議会 | 宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例案を市長が議会に提出しようとするときに、あらかじめその議員報酬及び給料の額について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務 |

以下、省略

○宇治市特別職報酬等審議会規則

昭和 40 年 2 月 15 日
規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市附属機関設置条例(昭和 28 年宇治市条例第 32 号)第 2 条の規定に基づき、宇治市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員 7 名以内で組織する。
2 委員は、市の住民であつて次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。
(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者
(2) 学識経験を有する者
(3) 前各号に掲げる者のほか、適當と思われる者
3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和 46 年規則第 41 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成元年規則第 1 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 15 年規則第 13 号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成 17 年規則第 23 号)
この規則は、公布の日から施行する。

議員及び市長等の報酬等に関する法律・条例について

●地方自治法

○議員に関する条文

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○市長等に関する条文

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、べき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○給与条例主義に関する条文

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例

昭和31年12月19日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる常勤の特別職の職員の給与について定めることを目的とする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長

(市長等の給与)

第2条 前条に掲げる特別職の職員(以下「市長等」という。)の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

第3条 市長等の給料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市長 月額1,075,000円
- (2) 副市長 月額895,000円
- (3) 教育長 月額785,000円

第4条 市長等の通勤手当の支給は、宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

第5条 期末手当は、市長等で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止め
その他の支給方法は、一般職の職員の例による。

第6条 市長等の退職手当については、別に定めるところによる。

第7条 新たに市長等に就任した者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、又は罷免された地方公務員が即日市長等になったときは、その翌日から給与を支給する。

2 市長等が退職したときは、その日まで、死亡により退職したときは、その日の属する月まで給与を支給する。

3 前2項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のときは又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第8条 市長等の給与の支給期日は、一般職の職員に支給する給与の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

2 宇治市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第39号)は、廃止する。

3 昭和51年度に限り、12月の期末手当は、第4条の規定にかかわらず、昭和51年12月4日の支給額とする。

4 平成10年3月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条の規定によりその例によることとされる宇治市職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。

5 平成11年6月から同年8月までに支給されるべき市長の給料月額は、別表の規定により支給されるべき額から、その10分の1の額を減じて得た額とする。

6 平成11年6月に支給されるべき市長の期末手当及び勤勉手当の額は、前項の規定による減額前の給料月額に基づいて算定した額から、その10分の1の額を減じて得た額とする。

7 平成11年6月及び7月に支給されるべき第一助役の給料月額は、別表の規定により支給されるべき額から、その10分の1の額を減じて得た額とする。

8 平成11年6月に支給されるべき第一助役の期末手当及び勤勉手当の額は、前項の規定による減額前の給料月額に基づいて算定した額から、その10分の1の額を

減じて得た額とする。

9 平成12年4月に支給されるべき市長及び助役の給料月額は、別表の規定により支給されるべき額から、その10分の1の額を減じて得た額とする。

10 平成15年3月に支給する期末手当については、第4条の規定にかかわらず、宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年宇治市条例第25号)附則第2項の規定は、適用しない。

11 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

12 平成29年2月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額は、第3条各号の規定により支給されるべき額から、その100分の5の額を減じて得た額とする。

13 平成24年11月に支給されるべき市長及び副市長の給料の月額は、第3条第1号及び第2号並びに前項の規定により支給されるべき額から、その10分の1の額を減じて得た額とする。

14 平成24年12月に支給されるべき市長等の期末手当の額は、第3条、第5条及び附則第12項の規定により支給されるべき額から、市長にあつては106,500円を、副市長にあつては88,500円を、水道事業管理者にあつては69,000円を減じて得た額とする。

15 平成25年10月から平成26年3月までに支給されるべき市長等の給料の月額は、第3条及び附則第12項の規定により支給されるべき額から、市長にあつてはその100分の15の額を、副市長にあつてはその100分の13の額を、水道事業管理者にあつてはその100分の11の額を減じて得た額とする。

16 前項の規定は、平成25年12月に支給されるべき市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

17 附則第12項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

○特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例

昭和 61 年 3 月 31 日
条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第 2 条 市長等が任期満了による退職その他の退職(以下「退職」という。)をしたときは、その者の在職期間について、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し退職手当を支給する。ただし、その者の在職期間が 6 月末満であるときは、この限りでない。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、退職した日における市長等の給料月額に、その者の在職期間 1 年につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100 分の 390
- (2) 副市長 100 分の 280
- (3) 教育長 100 分の 225

2 前項の規定は、市長等の在職期間に 1 年未満の端数がある場合又は在職期間が 6 月以上 1 年未満である場合における退職手当の額について準用する。この場合において、同項中「1 年」とあるのは「1 月」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額を 12 で除して得た額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」と読み替えるものとする。

(在職期間の計算)

第 4 条 市長等の在職期間は、市長等となつた日の属する月から退職をした日の属する月までとする。

2 前項の規定により計算した在職期間が 4 年を超えるときは、これを 4 年とする。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当については、一般職の職員の例による。この場合において、市長に係る宇治市職員の退職

手当に関する条例(昭和 26 年宇治市条例第 42 号)第 11 条第 2 号に規定する退職手当管理機関は、市長とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において在職する市長等に対し施行日以後においてそれぞれ最初に支給する退職手当の算定に当たっては、施行日前における当該市長等としての在職年数は、当該退職手当の算定の基礎となる在職年数に通算する。

(宇治市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

3 宇治市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 57 年宇治市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「、議会の議決を得て、加給することができる」を「、別に定めるところによる」に改める。

(平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までにおける退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例)

4 平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までにおける第 3 条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和 31 年宇治市条例第 31 号)附則第 15 項及び宇治市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第 8 項の規定にかかわらず、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第 3 条及び附則第 12 項並びに宇治市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 2 条第 2 項及び附則第 6 項の規定により定められる額とする。

(平成 29 年 2 月 1 日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例)

5 平成 29 年 2 月 1 日から当分の間、第 3 条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第 12 項の規定にかかわらず、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第 3 条各号の規定により定められる額とする。

附 則(平成 18 年条例第 26 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年条例第 3 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 改正法附則第 3 条第 1 項の場合においては、改正後の宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定は適用せず、改正前の宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 1 条中「助役」とあるのは「副市長」と、旧条例第 3 条第 1 項第 2 号中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則(平成 22 年条例第 7 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 改正後の宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年条例第 29 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年条例第 39 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 6 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 13 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に在職する教育長が、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により在職する間においては、第 4 条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の宇治市特別職等の職員の退職手当に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 27 年条例第 38 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 4 号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定(附則第 12 項の改正規定及び附則に 1 項を加える改正規定に限る。)並びに第 2 条の改正規定(附則第 6 項の改正規定及び附則に 1 項を加える改正規定に限る。)並びに附則第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

○宇治市議会基本条例

平成23年3月31日
条例第8号

目次

前文

第1章 目的(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条—第4条)

第3章 市民と議会の関係(第5条—第8条)

第4章 市長等と議会の関係(第9条・第10条)

第5章 自由討議の拡大(第11条)

第6章 政務活動費(第12条)

第7章 議員の定数及び議員報酬(第13条・第14条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第15条・第16条)

第9章 最高規範性(第17条・第18条)

附則

宇治市民から選挙で選ばれた議員により構成される宇治市議会は議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた宇治市長とともに、宇治市の代表機関を構成する。

宇治市議会及び議員は、二元代表制の下、真の地方自治を実現するために、その権能を十分に發揮し市民の信託にこたえる責務がある。

ここに、宇治市議会及び議員は、日本国憲法を遵守する義務を負うことを自覚し、地方自治の本旨に基づき、宇治市議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民から選ばれた市民全体の奉仕者であることの誇りを持ち、市民の意向を的確に反映し、市民に開かれ信頼される宇治市議会を築き、全力を挙げて市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、宇治市議会(以下「議会」という。)の基本となる事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営の監視、評価及び調査を行い、必要な議決をするものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員の自由な論議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるよう

に情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、宇治市議会会議規則(昭和32年宇治市議会規則第1号)、宇治市議会委員会条例(昭和32年宇治市条例第12号)及び議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員の自由な論議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めることとし、政治倫理の基準、政治倫理審査会の設置等については、別に定める。

3 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんと努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。

4 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

5 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加と情報の共有)

第5条 議会は、その透明性を高めるために、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

2 議会は、すべての委員会及び全員協議会を始め宇治市議会会議規則に定める協議等の場を原則として公開するものとする。

3 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するものとする。

(公聴会制度及び参考人制度)

第6条 委員会は、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。

(議会活動の報告及び市民との意見交換)

第7条 議会は、市民と議会のつどい等の開催により市民への議会活動の報告及び市民との意見交換をするよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、議会広報紙の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等と常に緊張ある関係を維持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(市長等による提案説明等)

第10条 議会は、市長等から政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会で議決すべきものを条例で定めることができる。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議の拡大)

第11条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由な論議を尽くさなければならない。

2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるよう議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第12条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。

2 政務活動費の交付、公開及び報告については、別に条例等で定める。

第7章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第13条 議員の定数は、効率的な議会運営の観点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

- 2 議会は、議員の定数の改定に当たつては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。
- 3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第14条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案しつつ、議員の議員活動及び社会生活が保障されるものでなければならない。

- 2 議会は、議員報酬の改定に当たつては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。
- 3 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等に調査させることができる。

- 2 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修等の充実強化に努めるものとする。
- 3 議会は、議員の調査研究に資するために、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議会及び議員活動等を補助する組織として、議会事務局の機能強化に努めなければならない。

第9章 最高規範性

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たつては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

- 2 議会は、議員の任期期間中にこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 3 議会は、この条例の目的に従い、必要な関係条例等の充実に努めなければならぬ。
- 4 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第18号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第19号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

○宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

昭和31年12月19日

条例第30号

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員(以下「議長等」という。)の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 議長 月額635,000円
- (2) 副議長 月額585,000円
- (3) 議員 月額535,000円

第2条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

2 前項の規定により議員報酬を支給する場合において、その職についた日が月の途中である場合は、日割によって計算した額を支給する。

第3条 議長等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散(以下「任期満了等」という。)によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の適用を受ける職員の例により特級に相当する旅費額を支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、議長等で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内の任期満了等によりその職を離れた者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

特別職の報酬額等の推移

上段:報酬等月額(円) 下段:伸び率(%)

| | S47.12.1 | S48.10.1 | S49.12.1 | S52.8.1 | S55.9.1 | S59.4.1 | S62.10.1 | H1.10.1 | H3.10.1 | H5.10.1 | H7.12.1 | H9.12.1 | H10.4.1 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|----------------|------------------|
| 市長 | 270,000 28.6 | 330,000 22.2 | 425,000 28.8 | 520,000 22.4 | 600,000 15.4 | 700,000 16.7 | 800,000 14.3 | 860,000 7.5 | 970,000 12.8 | 1,040,000 7.2 | 1,090,000 4.8 | | 1,110,000 1.8 |
| 副市長 | 220,000 23.6 | 270,000 22.7 | 350,000 29.6 | 425,000 21.4 | 490,000 15.3 | 570,000 16.3 | 660,000 15.8 | 710,000 7.6 | 800,000 12.7 | 860,000 7.5 | 910,000 5.8 | | 920,000 1.1 |
| 収入役 | 190,000 18.8 | 230,000 21.1 | 300,000 30.4 | 365,000 21.7 | 420,000 15.1 | 500,000 19.0 | 580,000 16.0 | 620,000 6.9 | 700,000 12.9 | 750,000 7.1 | 800,000 6.7 | | 810,000 1.3 |
| 上下水道事業管理者 | | | | | 420,000 — | 500,000 19.0 | 580,000 16.0 | 620,000 6.9 | 700,000 12.9 | 750,000 7.1 | 800,000 6.7 | | 810,000 1.3 |
| 教育長 | 190,000 18.8 | 230,000 21.1 | 300,000 30.4 | 365,000 21.7 | 420,000 15.1 | 500,000 19.0 | 580,000 16.0 | 620,000 6.9 | 700,000 12.9 | 750,000 7.1 | 800,000 6.7 | | 810,000 1.3 |
| 議長 | 120,000 33.3 | 150,000 25.0 | 210,000 40.0 | 280,000 33.3 | 370,000 32.1 | 430,000 16.2 | 480,000 11.6 | 510,000 6.3 | 580,000 13.7 | 620,000 6.9 | 650,000 4.8 | 670,000 3.1 | |
| 副議長 | 110,000 37.5 | 140,000 27.3 | 185,000 32.1 | 250,000 35.1 | 330,000 32.0 | 390,000 18.2 | 440,000 12.8 | 470,000 6.8 | 530,000 12.8 | 570,000 7.5 | 600,000 5.3 | 620,000 3.3 | |
| 議員 | 100,000 42.9 | 130,000 30.0 | 170,000 30.8 | 230,000 35.3 | 300,000 30.4 | 350,000 16.7 | 400,000 14.3 | 430,000 7.5 | 480,000 11.6 | 520,000 8.3 | 550,000 5.8 | 570,000 3.6 | |

| | H15.1.1 | H15.12.1 | H21.4.1 | H21.12.1 | H23.4.1 | H28.4.1 | H29.2.1 |
|-----------|--------------------|--------------------|-------------|------------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| 市長 | 1,070,000 △ 3.6 | 1,035,000 △ 3.3 | | 1,065,000 2.9 | | | 1,021,250 △ 4.1 |
| 副市長 | 890,000 △ 3.3 | 860,000 △ 3.4 | | 885,000 2.9 | | | 850,250 △ 3.9 |
| 収入役 | 780,000 △ 3.7 | 755,000 △ 3.2 | 収入役制度 廃止 | | | | |
| 上下水道事業管理者 | 780,000 △ 3.7 | 755,000 △ 3.2 | | 775,000 2.6 | 690,000 △ 11.0 | 上下水道事業 管理者廃止 | |
| 教育長 | 780,000 △ 3.7 | 755,000 △ 3.2 | | 775,000 2.6 | | | 745,750 △ 3.8 |
| 議長 | 650,000 △ 3.0 | 635,000 △ 2.3 | | | | | |
| 副議長 | 600,000 △ 3.2 | 585,000 △ 2.5 | | | | | |
| 議員 | 550,000 △ 3.5 | 535,000 △ 2.7 | | | | | |

※H21.12～地域手当廃止

※H21.12～1万円の減額措置をしている。表の額は減額措置後の額。

(市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長)

※H29.2～5%の減額措置をしている。表の額は減額後の額。

(市長、副市長、教育長)

特別職の退職手当額の推移

| | | S61.4.1 | S62.10.1 | H1.10.1 | H3.10.1 | H5.10.1 | H7.12.1 | H10.4.1 | H15.1.1 | H15.12.1 | H19.1.1 | H21.12.1 | H23.4.1 | H29.2.1 |
|-----|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 市長 | 給料月額(円) | 700,000 | 800,000 | 860,000 | 970,000 | 1,040,000 | 1,090,000 | 1,110,000 | 1,070,000 | 1,035,000 | 1,035,000 | 1,065,000 | 1,065,000 | 1,075,000 |
| | 支給割合(年) | 450/100 | 450/100 | 450/100 | 450/100 | 450/100 | 450/100 | 450/100 | 450/100 | 450/100 | 450/100 | 450/100 | 390/100 | 390/100 |
| | 退職手当額(円) | 12,600,000 | 14,400,000 | 15,480,000 | 17,460,000 | 18,720,000 | 19,620,000 | 19,980,000 | 19,260,000 | 18,630,000 | 18,630,000 | 19,170,000 | 16,614,000 | 16,770,000 |
| | 伸び率 | | 14.3% | 7.5% | 12.8% | 7.2% | 4.8% | 1.8% | -3.6% | -3.3% | 0.0% | 2.9% | -13.3% | 0.9% |
| 副市長 | 給料月額(円) | 570,000 | 660,000 | 710,000 | 800,000 | 860,000 | 910,000 | 920,000 | 890,000 | 860,000 | 860,000 | 885,000 | 885,000 | 895,000 |
| | 支給割合(年) | 380/100 | 380/100 | 380/100 | 380/100 | 380/100 | 380/100 | 380/100 | 380/100 | 380/100 | 340/100 | 340/100 | 280/100 | 280/100 |
| | 退職手当額(円) | 8,664,000 | 10,032,000 | 10,792,000 | 12,160,000 | 13,072,000 | 13,832,000 | 13,984,000 | 13,528,000 | 13,072,000 | 11,696,000 | 12,036,000 | 9,912,000 | 10,024,000 |
| | 伸び率 | | 15.8% | 7.6% | 12.7% | 7.5% | 5.8% | 1.1% | -3.3% | -3.4% | -10.5% | 2.9% | -17.6% | 1.1% |
| 教育長 | 給料月額(円) | 500,000 | 580,000 | 620,000 | 700,000 | 750,000 | 800,000 | 810,000 | 780,000 | 755,000 | 755,000 | 775,000 | 775,000 | 785,000 |
| | 支給割合(年) | 310/100 | 310/100 | 310/100 | 310/100 | 310/100 | 310/100 | 310/100 | 310/100 | 310/100 | 285/100 | 285/100 | 225/100 | 225/100 |
| | 退職手当額(円) | 6,200,000 | 7,192,000 | 7,688,000 | 8,680,000 | 9,300,000 | 9,920,000 | 10,044,000 | 9,672,000 | 9,362,000 | 8,607,000 | 8,835,000 | 6,975,000 | 7,065,000 |
| | 伸び率 | | 16.0% | 6.9% | 12.9% | 7.1% | 6.7% | 1.3% | -3.7% | -3.2% | -8.1% | 2.6% | -21.1% | 1.3% |

特別職と一般職最高者の年間給与額の推移

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度(予定) |
|-------------------|---|--|---|---|---|--|
| 市長 | 1,065,000×12 =12,780,000 1,065,000×1.3×2.95 =4,084,275 | 1,065,000×12-1,065,000×0.15×6 =11,821,500 1,065,000×1.3×2.95 =4,084,275 | 1,065,000×12 =12,780,000 1,065,000×1.3×3.1 =4,291,949 | 1,065,000×12 =12,780,000 1,065,000×1.3×3.15 =4,361,175 | 1,065,000×10+1,021,250×2 =12,692,500 1,065,000×1.3×3.25 =4,499,625 | 1,021,250×12 =12,255,000 1,075,000×1.3×3.25 =4,541,875 |
| | 16,864,275 | 15,905,775 | 17,071,949 | 17,141,175 | 17,192,125 | 16,796,875 |
| 副市長 | 885,000×12 =10,620,000 885,000×1.3×2.95 =3,393,975 | 885,000×12-885,000×0.13×6 =9,929,700 885,000×1.3×2.95 =3,393,975 | 885,000×12 =10,620,000 885,000×1.3×3.1 =3,566,549 | 885,000×12 =10,620,000 885,000×1.3×3.15 =3,624,075 | 885,000×10+850,250×2 =10,550,500 885,000×1.3×3.25 =3,739,125 | 850,250×12 =10,203,000 895,000×1.3×3.25 =3,781,375 |
| | 14,013,975 | 13,323,675 | 14,186,549 | 14,244,075 | 14,289,625 | 13,984,375 |
| 教育長 | 775,000×12 =9,300,000 775,000×1.3×2.95 =2,972,125 | 775,000×12-775,000×0.12×6 =8,742,000 775,000×1.3×2.95 =2,972,125 | 775,000×12 =9,300,000 775,000×1.3×3.1 =3,123,249 | 775,000×12 =9,300,000 775,000×1.3×3.15 =3,173,625 | 775,000×10+745,750×2 =9,341,500 775,000×1.3×3.25 =3,274,375 | 745,750×12 =8,949,000 785,000×1.3×3.25 =3,316,625 |
| | 12,272,125 | 11,714,125 | 12,423,249 | 12,473,625 | 12,615,875 | 12,265,625 |
| 一般職最高給者 (積算内訳) | 9,909,664 (487,300+84,600)×1.06×12 =7,274,568 (487,300×1.06+487,300×0.15+ 487,300×1.06×0.15)×3.95 =2,635,096 | 9,636,606 (487,500+84,600)×1.06×12-472,000×0.0977×6 =7,000,428 (487,500×1.06+487,500×0.15+ 487,500×1.06×0.15)×3.95 =2,636,178 | 10,035,399 (488,700+84,600)×1.06×12 =7,292,376 (488,700×1.06+488,700×0.15+ 488,700×1.06×0.15)×4.1 =2,743,023 | 10,185,258 (493,300+84,600)×1.06×12 =7,350,888 (493,300×1.06+493,300×0.15+ 493,300×1.06×0.15)×4.2 =2,834,370 | 10,259,622 (470,688+102,400+ ×12 =7,303,800 (490,300+102,400)×0.06 (490,300×1.06+490,300×0.13+ 490,300×1.06×0.20)×4.3 =2,955,822 | 10,310,673 (471,936+102,400+ ×12 =7,304,736 (491,600+102,400)*0.06 (491,600×1.06+491,600×0.15+ 491,600×1.06×0.2)×4.3 =3,005,937 |

※H25.10～H26.3 給与減額措置期間

*28年度、29年度(予定)特別職の期末手当支給割合は6月：1.55、12月：1.7であり、
それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

議員の年間給与額の推移

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度(予定) |
|-----|---|---|--|---|---|---|
| 議長 | $635,000 \times 12 = 7,620,000$ $635,000 \times 1.3 \times 2.95 = 2,435,225$ | $635,000 \times 12 = 7,620,000$ $635,000 \times 1.3 \times 2.95 = 2,435,225$ | $635,000 \times 12 = 7,620,000$ $635,000 \times 1.3 \times 3.1 = 2,559,049$ | $635,000 \times 12 = 7,620,000$ $635,000 \times 1.3 \times 3.15 = 2,600,325$ | $635,000 \times 12 = 7,620,000$ $635,000 \times 1.3 \times 3.15 = 2,600,325$ | $635,000 \times 12 = 7,620,000$ $635,000 \times 1.3 \times 3.15 = 2,600,325$ |
| | 10,055,225 | 10,055,225 | 10,179,049 | 10,220,325 | 10,220,325 | 10,220,325 |
| 副議長 | $585,000 \times 12 = 7,020,000$ $585,000 \times 1.3 \times 2.95 = 2,243,475$ | $585,000 \times 12 = 7,020,000$ $585,000 \times 1.3 \times 2.95 = 2,243,475$ | $585,000 \times 12 = 7,020,000$ $585,000 \times 1.3 \times 3.1 = 2,357,549$ | $585,000 \times 12 = 7,020,000$ $585,000 \times 1.3 \times 3.15 = 2,395,575$ | $585,000 \times 12 = 7,020,000$ $585,000 \times 1.3 \times 3.15 = 2,395,575$ | $585,000 \times 12 = 7,020,000$ $585,000 \times 1.3 \times 3.15 = 2,395,575$ |
| | 9,263,475 | 9,263,475 | 9,377,549 | 9,415,575 | 9,415,575 | 9,415,575 |
| 議員 | $535,000 \times 12 = 6,420,000$ $535,000 \times 1.3 \times 2.95 = 2,051,725$ | $535,000 \times 12 = 6,420,000$ $535,000 \times 1.3 \times 2.95 = 2,051,725$ | $535,000 \times 12 = 6,420,000$ $535,000 \times 1.3 \times 3.1 = 2,156,049$ | $535,000 \times 12 = 6,420,000$ $535,000 \times 1.3 \times 3.15 = 2,190,825$ | $535,000 \times 12 = 6,420,000$ $535,000 \times 1.3 \times 3.15 = 2,190,825$ | $535,000 \times 12 = 6,420,000$ $535,000 \times 1.3 \times 3.15 = 2,190,825$ |
| | 8,471,725 | 8,471,725 | 8,576,049 | 8,610,825 | 8,610,825 | 8,610,825 |

*27年度～29年度(予定)の期末手当支給割合は、6月：1.5、12月：1.65であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

特別職と一般職最高者との給与月額比較

(単位:円)

| 区分 | 給料 | 地域手当 | 管理職手当 | 合計 | 備考 |
|--------|-----------|--------|---------|-----------|----|
| 市長 | 1,021,250 | — | — | 1,021,250 | |
| 副市長 | 850,250 | — | — | 850,250 | |
| 教育長 | 745,750 | — | — | 745,750 | |
| 一般職最高者 | 471,936 | 35,562 | 102,400 | 609,898 | |

* 市長等の特別職については、5%の減額措置後の額を記載。

* 一般職最高者の地域手当には、扶養手当のはねかえりを含まない。

一般職員の給与改定率等の推移

| 区分 年度 | | S63 | H元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 給与改定率 | 国家公務員 (%) | 2.35 | 3.11 | 3.67 | 3.71 | 2.87 | 1.92 | 1.18 | 0.90 | 0.95 | 1.02 | 0.76 | 0.28 | 0.28 | 0.08 | △ 2.03 |
| | 人事院勧告率(%) | 2.35 | 3.11 | 3.67 | 3.71 | 2.87 | 1.92 | 1.18 | 0.90 | 0.95 | 1.02 | 0.76 | 0.28 | 0.28 | 0.08 | △ 2.03 |
| | 宇治市職員 (%) | 2.34 | 2.83 | 3.35 | 3.66 | 2.70 | 1.87 | 1.18 | 0.86 | 0.89 | 1.01 | 0.70 | 0.24 | 0.24 | 0.07 | △ 2.00 |
| 宇治市 | ラスパイレス指数 | 107.3 | 105.2 | 104.8 | 104.6 | 104.2 | 103.8 | 101.7 | 102.0 | 102.3 | 101.7 | 101.1 | 101.0 | 101.0 | 101.3 | 101.2 |
| | 職員定昇率 (%) | 3.0 | 2.9 | 2.8 | 2.6 | 2.5 | 2.3 | 2.2 | 2.0 | 1.9 | 1.8 | 1.7 | 1.6 | 1.6 | 1.4 | 1.4 |

| 区分 年度 | | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|----------|--------------|--------|------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 給与改定率 | 国家公務員 (%) | △ 1.07 | 0.00 | △ 0.36 | 0.00 | 0.35 | 0.00 | △ 0.22 | △ 0.19 | △ 0.23 | 0.00 | 0.00 | 0.27 | 0.40 | 0.20 |
| | 人事院勧告率(%) | △ 1.07 | 0.00 | △ 0.36 | 0.00 | 0.35 | 0.00 | △ 0.22 | △ 0.19 | △ 0.23 | 0.00 | 0.00 | 0.27 | 0.40 | 0.20 |
| | 宇治市職員 (%) | △ 1.69 | 0.00 | △ 0.32 | 0.00 | 0.13 | 0.00 | △ 0.20 | △ 0.10 | △ 0.19 | 0.00 | 0.06 | 0.36 | 0.33 | 0.20 |
| 宇治市 | ラスパイレス指数 | 101.5 | 99.0 | 99.4 | 100.2 | 101.6 | 101.3 | 101.4 | 101.3 | 100.9 | 109.4 | 109.0 | 102.4 | 104.6 | 103.7 |
| | 職員定昇率 (%) | 1.5 | 1.3 | 1.4 | 1.3 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.8 | 1.8 | 1.8 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.8 |

国公指定職俸給表の推移

| 号俸 | H26人事院勧告 H27人事院勧告 | | | | | | | | 官職 |
|----|-------------------------|------------------------|-------------|---------------------------|---------------|-----------------|-----------------|--------------------------|---|
| | H16年度 (改定なし) 俸給月額 | H17年度 (改定後) 俸給月額 | 新 号 俸 | H18年度以降 (新給料表) 俸給月額 | H21年度 俸給月額 | H22年度以降 俸給月額 | H24年度以降 俸給月額 | H27年度以降 (改定後) 俸給月額 | |
| 1 | 573,000 | 571,000 | | | | | | | |
| 2 | 636,000 | 634,000 | | | | | | | |
| 3 | 704,000 | 701,000 | | | | | | | |
| 4 | 783,000 | 780,000 | 1 | 728,000 | 726,000 | 724,000 | 720,000 | 705,000 | 706,000 三号俸以下に掲げる官職以外の官職（一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸） |
| 5 | 843,000 | 840,000 | 2 | 784,000 | 782,000 | 780,000 | 776,000 | 760,000 | 761,000 三号俸以下に掲げる官職以外の官職（一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸） |
| 6 | 906,000 | 903,000 | 3 | 843,000 | 840,000 | 838,000 | 834,000 | 817,000 | 818,000 外局の次長(国家行政組織法第十八条第三項の規定によるものをいう。)、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前三項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの |
| 7 | 991,000 | 988,000 | 4 | 922,000 | 919,000 | 917,000 | 912,000 | 894,000 | 895,000 内部部局(国家行政組織法第七条第一項の官房及び局をいう。)の長、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前二項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの |
| 8 | 1,069,000 | 1,065,000 | 5 | 994,000 | 991,000 | 989,000 | 984,000 | 964,000 | 965,000 試験所、研究所、病院又は療養所の長(前項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの |
| 9 | 1,146,000 | 1,142,000 | 6 | 1,066,000 | 1,063,000 | 1,060,000 | 1,055,000 | 1,034,000 | 1,035,000 外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第三項の序をいう。以下同じ。)の長官、会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官、原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長 |
| 10 | 1,227,000 | 1,223,000 | 7 | 1,142,000 | 1,138,000 | 1,135,000 | 1,129,000 | 1,106,000 | 1,107,000 警視総監 |
| 11 | 1,301,000 | 1,297,000 | 8 | 1,211,000 | 1,207,000 | 1,204,000 | 1,198,000 | 1,174,000 | 1,175,000 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、官内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官 |

用語の解説

○実質収支額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額である。純剰余又は純損失を意味し、実質収支に示される黒字又は赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。しかし、実質収支の黒字幅は大きければよいというものではなく、後年度の財政調整にとどめておくことも必要である。経験的には標準財政規模の3%～5%程度(実質収支比率)が望ましいとも考えられる。

$$\text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源} = \text{実質収支}$$

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源(市がどの経費にも自由に充当することのできる財源)の標準規模を示すものである。

$$\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} = \text{標準財政規模}$$

○経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかを見る指標である。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源の額}} \times 100 \% = \text{経常収支比率}$$

○人件費比率

人件費は、報酬、給料、職員手当等、通常勤労の対価として支払われる一切の経費をいう。人件費比率は、経常収支比率の中の人件費の占める比率である。人件費比率が大きければ大きいだけ財政運営の硬直化の要因となる。

$$\frac{\text{人件費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源の額}} \times 100 \% = \text{人件費比率}$$

○公債費比率

公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金、一時借入金利子。公債費比率が高いほど債務額が大きく財政の硬直化を示している。

$$\frac{\text{元利償還金}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \% = \text{公債費比率}$$

○財政力指数

財政の強弱は、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合によって示される。この財政力を測る方法として財政力指数があり、率が高いほど財政能力がある。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100 \% = \text{財政力指数}$$

歳入歳出決算額調（その1）

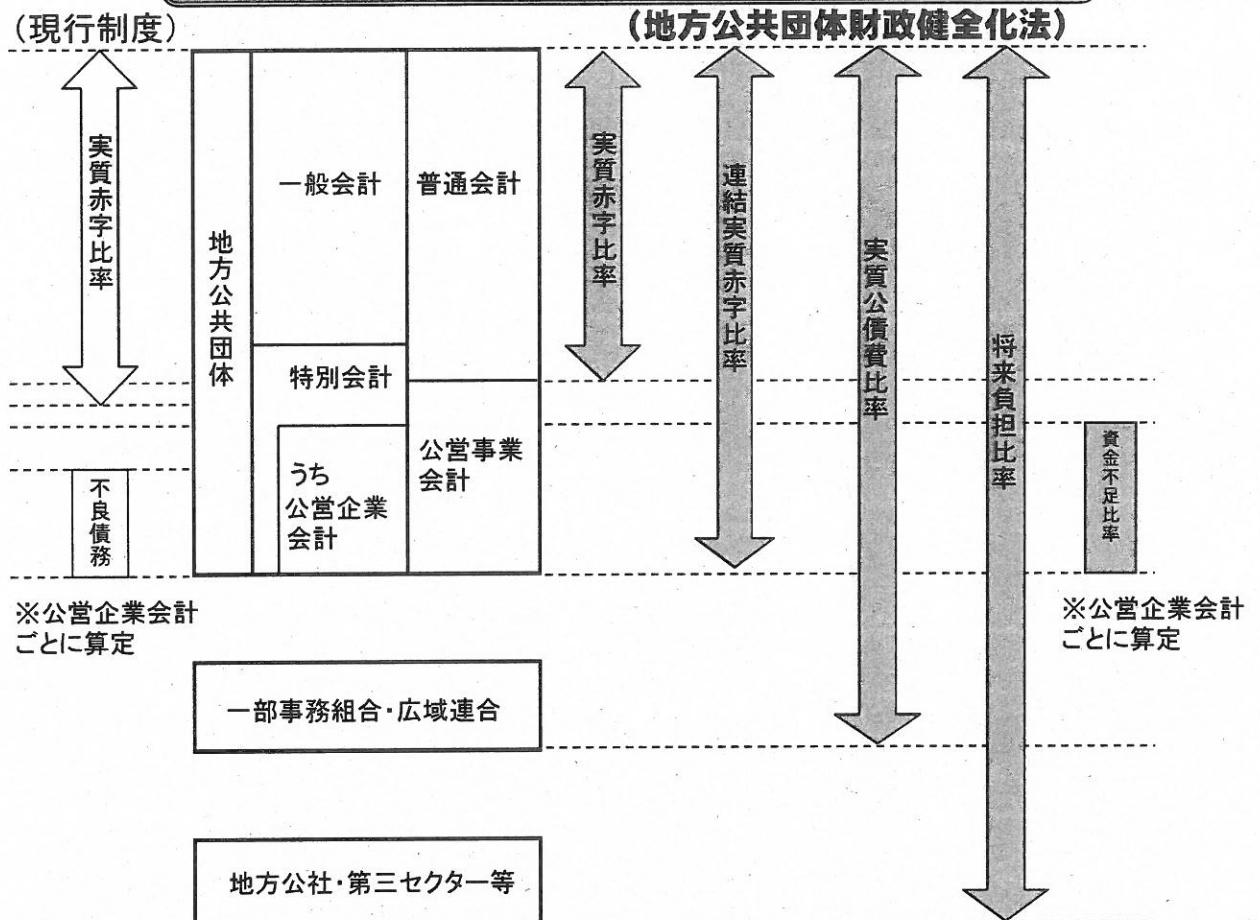
| 年度 | 会計 | 歳入総額 | 歳出総額 | 形式収支 | 繰越財源 | 実質収支 | 単年度収支 | 積立金 | 繰上償還金 | 基金繰入 | 実質単年度 収支 | 標準税収入額 | 普通交付税 特別交付税 | 標準財政規模 | 財政力指數 (3ヵ年) | 公債費比率 (3ヵ年) | 起債制限 (3ヵ年) | 経常収支 (臨財除く) |
|----|----|------------|------------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|-------------|------------|----------------|------------|----------------|----------------|---------------|----------------|
| 13 | 普 | 53,836,166 | 51,606,336 | 2,229,830 | 1,270,256 | 959,574 | △ 179,686 | 6,499 | | | △ 173,187 | 29,020,879 | 3,461,746 | 32,482,625 | 0.857 | 12.2 | 8.3 | 84.9 |
| | 一 | 54,103,210 | 51,876,209 | 2,227,001 | 1,270,256 | 956,745 | △ 182,083 | 6,499 | | | △ 175,584 | | 487,028 | | (0.832) | (11.9) | (8.1) | (86.7) |
| 14 | 普 | 53,922,403 | 51,099,744 | 2,822,659 | 2,053,350 | 769,309 | △ 190,265 | 4,775 | | 400,000 | △ 585,490 | 27,239,623 | 4,424,886 | 31,664,509 | 0.822 | 12.4 | 7.8 | 88.9 |
| | 一 | 54,823,151 | 52,003,001 | 2,820,150 | 2,053,350 | 766,800 | △ 189,945 | 4,775 | | 400,000 | △ 585,170 | | 474,120 | | (0.826) | (12.2) | (8.1) | (94.4) |
| 15 | 普 | 55,648,698 | 54,462,271 | 1,186,427 | 693,879 | 492,548 | △ 276,761 | 657,876 | | | 381,115 | 24,757,765 | 4,721,440 | 29,479,205 | 0.797 | 12.1 | 7.3 | 87.0 |
| | 一 | 56,143,735 | 54,957,308 | 1,186,427 | 693,879 | 492,548 | △ 274,252 | 657,876 | | | 383,624 | | 448,033 | | (0.825) | (12.2) | (7.8) | (97.4) |
| 16 | 普 | 53,806,461 | 53,191,579 | 614,882 | 187,429 | 427,453 | △ 65,095 | 1,838 | | 866,300 | △ 929,557 | 25,036,550 | 4,865,425 | 29,901,975 | 0.795 | 12.0 | 7.0 | 93.3 |
| | 一 | 56,208,152 | 55,594,511 | 613,641 | 187,429 | 426,212 | △ 66,336 | 6,118 | | 866,300 | △ 60,218 | | 404,235 | | (0.805) | (12.2) | (7.4) | (102.0) |
| 17 | 普 | 51,218,036 | 50,664,711 | 553,325 | 133,919 | 419,406 | △ 8,047 | 774,554 | | | 766,507 | 24,182,904 | 5,536,934 | 29,719,838 | 0.764 | 12.0 | 7.3 | 88.2 |
| | 一 | 51,160,597 | 50,607,272 | 553,325 | 133,919 | 419,406 | △ 6,806 | 777,044 | | | 770,238 | | 364,014 | | (0.785) | (12.0) | (7.4) | (93.9) |
| 18 | 普 | 51,952,724 | 51,160,245 | 792,479 | 391,355 | 401,124 | △ 18,282 | 521,304 | | 770,000 | △ 266,978 | 27,328,577 | 4,263,721 | 31,592,298 | 0.831 | 11.8 | 7.4 | 89.8 |
| | 一 | 51,980,518 | 51,188,039 | 792,479 | 391,355 | 401,124 | △ 18,282 | 525,668 | | 770,000 | △ 262,614 | | 345,161 | | (0.797) | (11.9) | (7.4) | (95.0) |
| 19 | 普 | 54,753,177 | 53,966,279 | 786,898 | 354,177 | 432,721 | 31,597 | 142,429 | 147,633 | | 321,659 | 28,148,350 | 3,517,212 | 31,665,562 | 0.858 | 10.9 | 6.9 | 92.6 |
| | 一 | 54,833,930 | 54,047,032 | 786,898 | 354,177 | 432,721 | 31,597 | 150,268 | 147,633 | | 329,498 | | 339,049 | | (0.818) | (11.6) | (7.2) | (96.8) |
| 20 | 普 | 54,268,692 | 53,592,730 | 675,962 | 210,698 | 465,264 | 32,543 | 48,993 | 3,400 | | 84,936 | 29,278,067 | 3,185,664 | 32,463,731 | 0.876 | 9.5 | 5.9 | 92.8 |
| | 一 | 54,374,469 | 53,698,507 | 675,962 | 210,698 | 465,264 | 32,543 | 58,538 | 3,400 | | 94,481 | | 354,006 | | (0.855) | (10.7) | (6.8) | (96.7) |
| 21 | 普 | 59,738,459 | 58,637,587 | 1,100,872 | 624,011 | 476,861 | 11,597 | 317,363 | | | 328,960 | 27,993,971 | 3,465,968 | 33,594,038 | 0.862 | 9.4 | 6.7 | 93.0 |
| | 一 | 59,883,391 | 58,782,519 | 1,100,872 | 624,011 | 476,861 | 11,597 | 329,891 | | | 341,488 | | 371,422 | | (0.865) | (9.9) | (6.5) | (99.1) |
| 22 | 普 | 61,658,360 | 60,805,169 | 853,191 | 467,152 | 386,039 | △ 90,822 | 8,633 | | 880,000 | △ 962,189 | 27,455,918 | 3,964,372 | 34,684,514 | 0.842 | 8.5 | 6.2 | 97.7 |
| | 一 | 61,816,518 | 60,963,327 | 853,191 | 467,152 | 386,039 | △ 90,822 | 26,572 | | 880,000 | △ 944,250 | | 390,275 | | (0.860) | (9.1) | (6.3) | (108.3) |
| 23 | 普 | 60,856,996 | 60,283,229 | 573,767 | 209,207 | 364,560 | △ 21,479 | 509,041 | | | 487,562 | 24,280,121 | 5,863,302 | 33,710,203 | 0.769 | 7.4 | 5.3 | 90.1 |
| | 一 | 60,915,143 | 60,341,376 | 573,767 | 209,207 | 364,560 | △ 21,479 | 520,505 | | | 499,026 | | 392,217 | | (0.824) | (8.4) | (6.1) | (100.2) |
| 24 | 普 | 59,838,055 | 58,818,958 | 1,019,097 | 677,489 | 341,608 | △ 22,952 | 6,815 | | 740,000 | △ 756,137 | 24,177,298 | 6,004,046 | 33,893,796 | 0.757 | 8.2 | 5.9 | 91.4 |
| | 一 | 59,945,736 | 58,926,639 | 1,019,097 | 677,489 | 341,608 | △ 22,952 | 20,685 | | 740,000 | △ 742,267 | | 648,828 | | (0.789) | (8.0) | (5.8) | (103.5) |
| 25 | 普 | 60,828,181 | 60,211,053 | 617,128 | 306,597 | 310,531 | △ 31,077 | 205,405 | | | 174,328 | 23,399,911 | 6,379,408 | 34,170,629 | 0.739 | 8.0 | 5.8 | 92.9 |
| | 一 | 60,908,826 | 60,291,828 | 617,128 | 306,467 | 310,531 | △ 31,077 | 216,454 | | | 185,377 | | 466,517 | | (0.755) | (8.1) | (5.9) | (103.9) |
| 26 | 普 | 60,726,462 | 60,274,770 | 451,692 | 158,480 | 293,212 | △ 17,319 | 150,566 | | | 133,247 | 24,074,598 | 6,491,314 | 34,297,869 | 0.742 | 7.7 | 5.5 | 93.7 |
| | 一 | 60,769,633 | 60,319,028 | 450,605 | 158,480 | 292,125 | △ 18,406 | 161,456 | | | 143,050 | | 395,805 | | (0.746) | (8.0) | (5.8) | (104.3) |
| 27 | 普 | 60,686,492 | 60,283,867 | 402,625 | 125,629 | 276,996 | △ 16,216 | 160,833 | | | 144,617 | 25,546,922 | 6,355,461 | 34,855,596 | 0.758 | 8.1 | 6.2 | 94.8 |
| | 一 | 60,984,890 | 60,582,265 | 402,625 | 125,629 | 276,996 | △ 15,129 | 171,365 | | | 156,236 | | 366,699 | | (0.746) | (7.9) | (5.9) | (103.2) |
| 28 | 普 | 61,509,337 | 61,141,051 | 368,286 | 130,849 | 237,437 | △ 39,559 | 3,438 | | | △ 336,121 | 26,006,154 | 6,235,728 | 34,554,893 | 0.765 | 8.3 | 6.8 | 98.8 |
| 見込 | 一 | 61,724,666 | 61,356,380 | 368,286 | 130,849 | 237,437 | △ 39,559 | 15,648 | | | △ 323,911 | | 362,650 | | (0.755) | (8.0) | (6.2) | (106.3) |

※平成20年度以降臨時財政対策債
発行可能額を含む

歳入歳出決算額調（その2）

| 年度 | 年度末住基 前年比 | 世帯数 前年比 | 団体類型 交付税種地 | ラスパイレス 指數 | 普通会計 職員数 | 住基人口 /職員数 | 給料月額 前年比 | 市債現在高 /経常一財 | 債務負担 現在高 | 基金現在高 | 財調基金 現在高 | 一般財源充当率（上段総額:下段経常） | | | | | | | | | 一般財源 /歳入 | 経常一財 /一財 |
|----|--------------|------------|---------------|--------------|-------------|--------------|-------------|----------------|-------------|------------|-------------|--------------------|------|----------|------|------|------|-----|-----|------|-------------|-------------|
| | | | | | | | | | | | | 人件 | 扶助 | 公債 | 物件 | 補助 | 繰出 | 普建 | 他 | 義務 | | |
| 13 | 186,462 | 69,101 | IV5 | 101.3 | 1,294 | 144.1 | 365,138 | 40,473,648 | 11,950,282 | 10,622,559 | 2,808,374 | 33.2 | 6.1 | 12.7 | 8.7 | 10.1 | 10.9 | 7.4 | 5.1 | 52.0 | 38,442,204 | 32,957,138 |
| | (0) | 1.1 | II7 | | | | △ 0.3 | 122.8 | | | | 36.2 | 7.0 | 14.5 | 8.8 | 9.6 | 7.3 | | 1.5 | 58.8 | 71.4 | 85.7 |
| 14 | 186,760 | 70,160 | IV5 | 101.2 | 1,292 | 144.6 | 358,026 | 42,389,370 | 10,237,225 | 10,181,252 | 2,413,149 | 31.6 | 6.7 | 13.4 | 8.8 | 10.3 | 12.4 | 6.0 | 3.2 | 51.7 | 37,715,448 | 30,439,704 |
| | 0 | 1.5 | II7 | | | | △ 1.9 | 139.3 | | | | 35.6 | 7.8 | 15.6 | 9.2 | 10.4 | 8.7 | | 1.6 | 59.0 | 69.9 | 80.7 |
| 15 | 187,557 | 71,274 | IV5 | 101.5 | 1,286 | 145.8 | 351,993 | 44,552,366 | 4,818,885 | 11,990,389 | 3,071,025 | 31.5 | 7.4 | 13.0 | 8.7 | 10.5 | 12.7 | 6.7 | 6.5 | 51.9 | 38,282,808 | 30,024,642 |
| | 0 | 1.6 | II7 | | | | △ 1.7 | 148.4 | | | | 33.6 | 8.4 | 14.8 | 8.9 | 10.2 | 9.1 | | 2.0 | 56.8 | 68.8 | 78.4 |
| 16 | 188,168 | 72,359 | IV5 | 99.0 | 1,272 | 147.9 | 351,965 | 45,752,852 | 4,579,963 | 11,712,859 | 2,210,842 | 32.9 | 8.1 | 13.3 | 8.9 | 12.3 | 13.6 | 5.1 | 4.2 | 54.3 | 37,314,853 | 29,468,898 |
| | 0 | 1.5 | II7 | | | | △ 0.01 | 155.3 | | | | 35.9 | 9.3 | 15.4 | 9.4 | 11.2 | 10.2 | | 1.9 | 60.6 | 69.4 | 79.0 |
| 17 | 188,774 | 73,539 | IV5 | 99.4 | 1,252 | 150.8 | 351,545 | 44,274,098 | 6,193,526 | 13,108,731 | 2,987,886 | 31.4 | 8.3 | 13.0 | 8.8 | 11.6 | 14.7 | 5.7 | 6.4 | 52.8 | 37,871,728 | 32,143,513 |
| | 0 | 1.6 | II7 | | | | △ 0.10 | 137.7 | | | | 32.7 | 9.2 | 14.4 | 8.9 | 10.7 | 10.1 | | 2.2 | 56.3 | 73.9 | 84.9 |
| 18 | 189,737 | 74,886 | IV3 | 100.2 | 1,253 | 151.0 | 349,004 | 42,425,644 | 6,719,150 | 13,356,459 | 2,743,554 | 31.3 | 9.5 | 13.6 | 8.7 | 10.8 | 13.3 | 5.6 | 7.3 | 54.4 | 38,554,841 | 32,443,263 |
| | 1 | 1.8 | II7 | | | | △ 0.70 | 132.0 | | | | 32.6 | 10.6 | 15.3 | 8.8 | 10.3 | 10.0 | | 2.2 | 58.5 | 74.2 | 84.1 |
| 19 | 190,018 | 75,888 | IV3 | 101.6 | 1,254 | 150.5 | 341,044 | 40,950,055 | 6,258,474 | 12,835,943 | 2,893,822 | 31.9 | 9.3 | 13.9 | 9.2 | 11.4 | 13.5 | 5.5 | 3.3 | 55.1 | 38,522,911 | 32,793,740 |
| | 0 | 1.3 | II7 | | | | △ 2.3 | 124.9 | | | | 33.1 | 10.4 | 15.2 | 9.2 | 10.5 | 12.0 | | 2.2 | 58.7 | 70.4 | 85.1 |
| 20 | 189,693 | 76,611 | IV3 | 101.3 | 1,255 | 151.1 | 331,554 | 39,390,671 | 5,476,237 | 12,089,615 | 2,952,360 | 32.1 | 9.9 | 12.9 | 9.3 | 11.3 | 13.3 | 6.5 | 3.1 | 54.9 | 38,758,402 | 32,982,762 |
| | (0) | 0.9 | II7 | | | | △ 2.8 | 119.4 | | | | 33.5 | 11.1 | 14.5 | 9.3 | 10.2 | 11.6 | | 2.5 | 59.1 | 71.4 | 85.1 |
| 21 | 190,091 | 77,667 | IV3 | 101.4 | 1,262 | 150.6 | 321,676 | 38,453,786 | 4,321,494 | 11,282,186 | 3,282,250 | 30.9 | 9.8 | 12.9 | 9.6 | 10.7 | 13.9 | 6.4 | 3.0 | 53.6 | 39,629,392 | 32,620,832 |
| | 0 | 1.4 | II7 | | | | △ 3.0 | 117.9 | | | | 33.1 | 11.1 | 14.7 | 9.5 | 10.4 | 12.1 | | 2.0 | 58.9 | 66.3 | 82.3 |
| 22 | 190,539 | 78,729 | IV3 | 101.3 | 1,250 | 152.4 | 318,102 | 41,022,922 | 7,963,283 | 9,554,909 | 2,428,822 | 30.2 | 11.4 | 13.1 | 10.3 | 10.9 | 14.7 | 4.9 | 2.3 | 54.6 | 38,621,929 | 29,990,431 |
| | 0 | 1.4 | I5 | | | | △ 1.1 | 136.8 | | | | 33.6 | 13.1 | 15.2 | 10.3 | 10.4 | 13.0 | | 2.2 | 61.9 | 62.6 | 77.7 |
| 23 | 190,158 | 79,316 | IV3 | 100.9 | 1,247 | 152.5 | 320,525 | 42,841,683 | 5,030,192 | 10,124,042 | 2,949,327 | 27.8 | 11.9 | 12.8 | 10.6 | 10.3 | 14.7 | 6.9 | 2.0 | 52.5 | 38,657,770 | 31,912,408 |
| | △ 0.2 | 0.7 | I5 | | | | 0.8 | 134.2 | | | | 29.3 | 12.8 | 14.0 | 9.8 | 9.5 | 12.6 | | 2.1 | 56.1 | 63.5 | 82.6 |
| 24 | 192,188 | 80,959 | IV1 | 109.4 | 1,260 | 152.5 | 306,011 | 44,350,915 | 4,469,664 | 9,181,439 | 2,230,012 | 26.7 | 12.4 | 13.1 | 11.0 | 11.5 | 14.8 | 4.5 | 1.6 | 52.2 | 38,658,935 | 30,709,298 |
| | 1 | 2.1 | I5 | | | | △ 4.5 | 144.4 | | | | 28.7 | 13.7 | 14.5 | 10.1 | 9.2 | 13.4 | | 1.8 | 56.9 | 64.6 | 79.4 |
| 25 | 191,267 | 81,449 | IV1 | 109.0 | 1,268 | 150.8 | 307,628 | 45,154,446 | 3,551,137 | 9,360,589 | 2,446,466 | 26.5 | 12.8 | 13.3 | 11.3 | 9.8 | 15.2 | 7.2 | 2.4 | 52.6 | 38,606,788 | 31,211,095 |
| | △ 0.5 | 0.6 | I5 | | | | 0.5 | 144.7 | | | | 28.3 | 14.1 | 14.7 | 11.1 | 9.2 | 13.8 | | 1.8 | 57.1 | 63.5 | 80.8 |
| 26 | (※)190,856 | (※)81,882 | IV1 | 102.4 | 1,263 | 151.1 | 306,563 | 45,759,857 | 2,946,965 | 9,454,049 | 2,607,922 | 27.0 | 13.3 | 13.5 | 11.7 | 10.3 | 15.6 | 4.8 | 2.7 | 53.7 | 38,816,630 | 32,155,765 |
| | △ 0.2 | 0.5 | I5 | | | | 1.1 | 142.3 | | | | 28.7 | 14.3 | 14.6 | 11.3 | 9.0 | 13.7 | | 2.1 | 57.6 | 63.9 | 82.8 |
| 27 | (※)189,623 | (※)82,215 | IV1 | 104.6 | 1,265 | 149.9 | 310,841 | 45,000,162 | 3,361,186 | 9,444,702 | 2,779,287 | 27.4 | 13.8 | 13.2 | 12.2 | 13.4 | 10.9 | 3.5 | 4.5 | 53.2 | 39,233,384 | 33,087,606 |
| | △ 0.6 | 0.4 | I5 | | | | △ 0.1 | 136.0 | | | | 29.2 | 14.8 | 14.4 | 11.6 | 11.0 | 11.7 | | 2.1 | 58.8 | 64.6 | 84.3 |
| 28 | (※)188,674 | (※)82,628 | IV1 | 103.7 | 1,266 | 149.0 | 315,820 | 44,514,899 | 4,483,186 | 8,884,093 | 2,494,935 | 27.4 | 14.5 | 14.4</td | | | | | | | | |

健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 緑上充用額 + (支払緑延額+事業緑越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余額を生じた会計の資金の剩余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

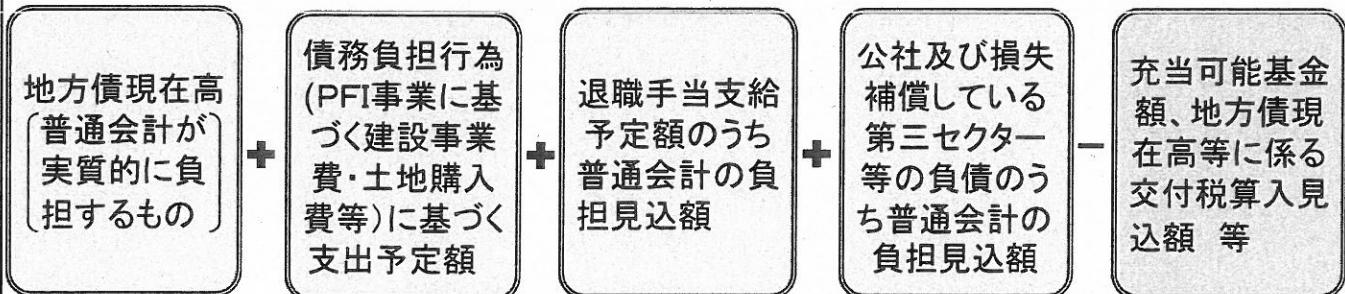
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業)=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
- 資金の不足額(法非適用企業)=(緑上充用額+支払緑延額・事業緑越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額
- * 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- * 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- 事業の規模：事業の規模(法適用企業)= 営業収益の額 - 受託工事収益の額
- 事業の規模(法非適用企業)= 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
- * 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- * 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規範」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

将来負担比率の概要について



$$\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額}$$